

環境負荷物質不使用証明書

対象部材名

日付 _____ 年 月 日

会社名 _____

作成者氏名 _____

責任者氏名 _____ 印

- (1) 貴社に納品する上記対象部材(納入製品/部材/梱包資材含む)に表中の使用禁止物質の含有がない事を保証致します。
 (2) 表中の全対象物質の含有有無についてはSDSや成分表等による構成される成分情報により保証致します。
 (3) RoHS規制物質については基準(閾値)を満たし、含有がない事をICP分析データ等により保証致します。

表1-1 使用禁止物質の用途と基準

(2022/12/05 改訂版)

No.	物質名	用途	基準(閾値)	
1	鉛及びその化合物	・樹脂、樹脂製品、及びその材料(ゴム、フィルム含む) ・顔料、塗料、インキ、染料、接着剤 ・包装材	100ppm	
		鉛フリー はんだ	・棒はんだ・線はんだ・やに入りはんだ ・クリームはんだ・はんだボール	500ppm
			・買入基板のはんだ接合部 ・部品はんだめっき部(リード端子単体 などの溶融はんだめっき)	1,000ppm
			・フローはんだ槽中の鉛フリーはんだ	800ppm
		金属めっき	・スズ系めっき部(溶融めっきを除く)	1,000ppm
			・スズ系めっき以外の金属めっき部	
			・無電解Niめっき部	
	・上記以外のもの	1,000ppm		
2	水銀及びその化合物	・包装材	100ppm	
		・上記以外のもの	1,000ppm	
3	カドミウム及びその化合物	・樹脂、樹脂製品、及びその材料(ゴム、フィルム含む) ・顔料、塗料、インキ、染料、接着剤(揮発性成分がない状態)	5ppm	
		鉛フリー はんだ	・棒はんだ・線はんだ・やに入りはんだ ・クリームはんだ・はんだボール ・買入基板のはんだ接合部 ・部品はんだめっき部(リード端子単体)	20ppm
		金属めっき	・スズ系めっき部(溶融めっきを除く)	20ppm
			・スズ系めっき以外の金属めっき部	75ppm
			・無電解Niめっき部	
			・厚膜ペースト材料、抵抗体 ・亜鉛およびその合金(黄銅などを含む) ・上記以外の用途	75ppm
	・包装材	100ppm		

No.	物質名	用途	基準(閾値)
4	六価クロム化合物	・皮革製品および皮革部品	3ppm
		・クロメート処理 ・包装材	100ppm
		・樹脂(ゴム、フィルム含む) ・顔料、塗料、インキ ・電池 ・触媒	1,000ppm
		・上記以外の用途	1,000ppm
5	特定臭素系難燃焼剤(全PBB、PBDE)	・全用途	1,000ppm
6	特定有機スズ化合物(1) ビス(トリブチルスズ)=オキシド 3置換有機スズ化合物	・全用途 例えば塗料、顔料、安定剤、防腐剤	意図的使用禁止 かつ、1,000ppm未満
7	特定有機スズ化合物(2) ジブチルスズ化合物	・全用途 [以下の物質に含有の可能性有り] 樹脂安定剤、ポリウレタン用硬化触媒、シリコーン用 硬化触媒、ガラス被覆剤、ゴム用改質剤	1,000ppm未満
8	特定有機スズ化合物(3) ジオクチルスズ化合物	・以下の用途に限定して禁止。 ・皮膚に触れる繊維 ・壁、フロアカバー ・2成分温室硬化モールドキット(RTV-2モールドキット)	意図的使用禁止 かつ、1,000ppm未満
9	短鎖型塩化パラフィン(C10-13) (SCCP)	・全用途	意図的使用禁止 かつ、中鎖型塩化パラフィンの 不純物として含有する場合は、 1,500ppm未満
10	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が1以上)	・全用途	意図的使用禁止
11	マイレックス	・全用途	意図的使用禁止
12	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	・全用途	意図的使用禁止 かつ、50ppm
13	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	・全用途	意図的使用禁止 かつ、50ppm
14	アスベスト類	・全用途	意図的使用禁止 かつ、1,000ppm
15	特定のアミン化合物(※1)	・ゴム製品、インク、染料	意図的使用禁止
16	特定アミン(※2)を形成する アゾ染料・顔料	・人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する 可能性のある織物、革製品 (例:衣類、寝具、手袋、腕時計バンド等)	特定アミンとして 30ppm
17	オゾン層破壊物質 (HCFCを除く)	・全用途	意図的使用禁止
18	ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)	・全用途 例)冷媒、発泡剤、実装基板の洗浄剤等	意図的使用禁止
19	ハイドロフルオロカーボン(HFC) パーフルオロカーボン(PFC) 六フッ化硫黄(SF6)	・全用途 例)冷媒・断熱材等の製品に搭載する用途	意図的使用禁止
20	放射性物質	・全用途	意図的使用禁止
21	ベンゼン	・全用途	意図的使用禁止
22	ホルムアルデヒド	・パーティクルボード、MDF(中密度繊維板)等を用いた木工の 製品及び部品	気中濃度 0.1ppm 0.15mg/m ³
23	ヘキサクロロベンゼン	・全用途	意図的使用禁止
24	特定ベンゾトリアゾール	・全用途 例えば樹脂の紫外線吸収剤	意図的使用禁止

No.	物質名	用途	基準(閾値)
25	パーフルオロオクタンスルホン酸 およびその塩(PFOS)	・全用途	意図的使用禁止 かつ、 半製品、成形品、部品： 1,000ppm 表面処理：1 μg/m ²
		・フォトソグラフィプロセス用のフォトレジスト ・写真コーティング剤(フィルム用、紙用、印刷原版用)	適用除外
26	ジメチルフマレート	・全用途 例えば防湿剤、防カビ剤	意図的使用禁止 かつ、0.1ppm
27	塩化コバルト(Ⅱ)	・全用途	意図的使用禁止
28	多環芳香族炭化水素(PAH)	・直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部品	意図的使用禁止 かつ、0.5ppm
		・玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部品。 (例) 自転車、ゴルフクラブ、ラケットのようなスポーツ用具、 家庭用品、台車、歩行器、家庭用の工具、衣服、 履物、手袋およびスポーツウエア、腕時計バンド、 リストバンド、マスク、髪飾り等	意図的使用禁止 かつ、1ppm
29	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	・全用途 (例)難燃材	意図的使用禁止 かつ、100ppm
30	フタル酸エステル(4種) ・フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) ・フタル酸ブチルベンジル (BBP) ・フタル酸ジ-n-ブチル (DBP) ・フタル酸ジイソブチル (DIBP)	・電気電子機器に使用される部品・材料 ・EU RoHS指令対象の製品、部品、デバイスは、1種で 1,000ppm以上を含有してはならない。	1,000ppm
		EU REACH規制 Annex XVIIのフタル酸エステル類に関する制限条項対象製品(電池の材料としての用途、包装材、玩具・育児用品など)は、4種の合計で1,000ppm以上を含有してはならない。	1,000ppm
31	塩化リン酸エステル系難燃剤(3種) ・リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)、 ・リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP) ・リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)	・全用途	1,000ppm
32	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、 その塩およびPFOA関連物質 (別名：パーフルオロオクタン酸)	・繊維、布材料、布皮材料へのコーティング剤 ・フィルム・紙・印刷版への写真用コーティング剤	許容濃度 ・PFOAの場合、25ppb ・1つまたは複数のPFOA関連物質の組み合わせの場合濃度合計が ¹ 1,000ppb(1ppm)
		—半導体のためのフォト・リソグラフィ工程、または化学物を使った応用のためのエッチング工程での使用、およびこれらにより製造された半導体および化合物半導体	適用除外
33	ポリ塩化ビニル(PVC)および その混合物	・適用除外に示す用途以外の下記の用途でポリ塩化ビニルの使用を制限する。 (1)電気・電子機器の新製品における機器 内部配線。 (2)製品および製品に同梱されるアクセサリ等に用いられる包装材 なお、使用制限となる個々の部品、材料は、当社要請に基づき対応のこと。ただし、ポリ塩化ビニル代替材料はハロゲンフリー(フッ素を除く)であることを原則とする。なお、難燃剤として赤リンを使用する場合には、製品安全上の基準に適合すること。 ※ただし、EU RoHS 指令において機器として扱われるケーブルを除く。	意図的使用禁止
		・安全性など品質が保てない場合、調達面で困難な場合、法規制などで材料が指定されている場合、お客様から材料指定された場合等	適用除外

表中の(※1)及び(※2)の特定のアミン化合物の詳細は、弊社発行のグリーン調達ガイドライン(第5版)を参照